

60環第222号
昭和60年8月22日
制定
10廢第516号
平成11年3月29日
一部改正
22生排第302号
平成23年3月16日
一部改正
元生排第472号
令和2年3月27日
一部改正
4生排第489号
令和5年3月20日
一部改正

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年長野県条例第29号。以下「条例」という。）及び浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（昭和60年長野県規則第26号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 浄化槽保守点検業者の登録制度は、業者の実態を把握し、指導監督を強化することにより、適正な保守点検を担保し、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るものである。

(登録の申請等)

第3条 条例第2条第2項にいう「保守点検業者」とは、営利非営利を問わず他者の管理する浄化槽の保守点検を継続反復して行う者をいい、これに該当する者はすべて条例第3条の規定による登録を受けなければならない。

第4条 条例第4条第2項第1号に規定する誓約書は、欠格事項非該当誓約書（様式第1号）によるものとする。

第5条 条例第4条第2項第2号に規定する器具の明細を記載した書類は、保守点検器具の整備状況表（様式第2号）によるものとする。なお、条例第3条第3項の規定により更新の登録を受けようとする場合は、保守点検器具の整備状況を示す写真等を添付することができる。

第6条 条例第4条第2項第3号及び第4号に規定する管理士研修を受講する計画を記載した書類は、浄化槽管理士研修受講計画書（様式第3号）とする。

第7条 条例第4条第2項第5号に規定する清掃業者との連絡に関する書類は、連絡清掃業者一覧表（様式第4号）によるものとする。

第8条 規則第2条第2項第5号に規定する県内に営業所を設けられない旨を記載した書類は、県内営業所非設置理由書（様式第5号）によるものとする。

第9条 申請者は、条例第10条第2項の規定により営業所ごとに、保守点検の技術上の基準に従って保守点検を行いうる数の浄化槽管理士を置いていることを証明するために、浄化槽管理士配置状況表（様式第6号）を提出しなければならない。

第10条 営業区域の市町村については、現に業を営んでいる市町村及び業を営むことが確実に

ある市町村に限り登録するものとする。

(人格のない社団又は財団の要件)

第11条 条例第4条第1項第1号の規定により登録の対象となる人格のない社団は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 複数の社員を有すること。
- (2) 規約等の定めのあること。
- (3) 社団としての名称が規約等で定められていること。
- (4) 事務所及びその住所が定められていること。
- (5) 資産、会費等の徴収等についての定めがあること。
- (6) 代表者等の任免の方法が定められていること。
- (7) 社員の資格の得失に関する定めがあること。
- (8) 民法第34条に規定する法人に準じた組織の構成、運営方法を有していること。

2 条例第4条第1項第1号の規定により登録の対象となる人格のない財団は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 独立財産が存在すること。
- (2) 前号の財産を使用すべき目的が定められていること。
- (3) 財団としての名称が寄附行為等で定められていること。
- (4) 事務所及びその住所が定められていること。
- (5) 資産に関する定めがあること。
- (6) 管理人等の任免の方法が定められていること。
- (7) 民法第34条に規定する法人に準じた組織の構成、運営方法を有していること。

3 前2項の規定を満たす人格のない社団又は財団は、登録の申請書に規約又は寄附行為等に定められた代表者又は代理人の任免の議事録の抄本を添付しなければならない。

(登録の実施等)

第12条 条例第5条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）は、様式第7号によるものとする。

第13条 規則第3条第4項に規定する登録簿閲覧簿は、様式第8号によるものとする。

(変更の届出)

第14条 条例第7条第1項の規定による営業区域の市町村の変更は、新たに営業区域の市町村としたい市町村において、保守点検を受託することが確実な場合に限るものとする。

(営業所の設置等)

第15条 条例第10条第1項ただし書きにより県内に営業所を設置せずに登録を受けられる場合は、当該営業区域の市町村が浄化槽の汚泥等の処理を県外の施設に依存している地域であって当該市町村を所管する県外の営業所が、当該市町村に存する浄化槽の保守点検を定期的に行う位置にあり、かつ当該営業所が、条例に規定する営業所の要件を備えている場合とする。

(帳簿の備付け)

第16条 条例第14条の規定による帳簿は、様式第9号及び様式第10号によるものとする。

第17条 規則第10条第3項に規定する事業の年度の定めのない保守点検業者の帳簿記載上の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

欠格事項非該当誓約書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人又は人格のない社団若しくは財団にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び代表者又は管理人
の氏名〕

浄化槽保守点検業登録申請者、その役員及び法定代理人は、浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

(注：役員及び法定代理人については、該当がない場合は、二重線で消すこと。)

(様式第2号) (第5条関係)

保守点検器具の整備状況表

氏名又は名称

営業所の名称

種類	No.	器具名	数量
管理器具	1	マンホール開閉用具(手かぎ等)	
	2	汚泥かき落とし用具(クマデ、火ばさみ等)	
	3	スカム破碎用具(スコップ等)	
	4	浮遊物除去用具(ひしゃく等)	
	5	工具一式(スパナ・レンチ類、ペンチ、ドライバー、巻尺(5m以上)、延長コード等)	
	6	補修用具一式(油さし、グリス類、パッキン、シールテープ等)	
	7	テスター	
	8	絶縁抵抗計(メガチェッカー)	
	9	水準器(60cm以上)	
	10	消毒剤、消泡剤、殺虫剤	
	11	自吸式ポンプ(可搬式)	
	12	水中ポンプ(可搬式)	
	13	掃除用具一式(ホース、ブラシ、ゴミ袋、ウエス等)	
水質・汚泥 試験用器具	1	温度計(水温・気温用-5℃~50℃)	
	2	透視度計	
	3	水素イオン濃度(pH)計(pHメーター又はpH指示薬)	
	4	溶存酸素(DO)計	
	5	硝酸・亜硝酸性窒素測定器(GR試薬、パケット等)	
	6	残留塩素測定器(DPD試薬)	
	8	汚泥沈降率(SV)測定用具(1ℓメスシリンダー)	
	9	スカム厚測定用具	
	10	汚泥厚測定用具	
	11	塩素イオン濃度測定器	
	12	活性汚泥浮遊物質(MLSS)計	
	13	顕微鏡一式	
	試料採取・ 運搬器具	1	採水用具(手つきビーカー等)、採水びん
2		クーラーボックス	

(注) 数量には、浄化槽管理士以上の数が記載されていること。

※受託している浄化槽基数が管理士数と比較して明らかに少ない場合には、実態に応じて減少させることができる。

※水中ポンプ(可搬式)、塩素イオン濃度測定器、活性汚泥浮遊物質(MLSS)計、顕微鏡一式については、各営業所に1以上とする。

(様式第3号) (第6条関係)

浄化槽管理士研修受講計画書

氏名又は名称 _____

営業所の名称 _____

浄化槽管理士の 氏名	浄化槽管理士 免状の交付番号	受講研修会名 (開催団体)	研修受講状況	
			実績	計画
			年 月 日	年
			年 月 日	年
			年 月 日	年
			年 月 日	年
			年 月 日	年
			年 月 日	年
			年 月 日	年
			年 月 日	年
			年 月 日	年
			年 月 日	年

※1 受講を証明する書類（受講証等）がある場合は、その写しを添付してください。

※2 「研修会名」の欄には、受講した実績のある研修会の名称を記入してください

※3 「研修受講状況」の「実績」欄には直近の受講年月日を記入し、「計画」欄には今後5年間で受講を予定する年を記入してください。

県内営業所非設置理由書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人又は人格のない社団若しくは財団にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及び代表者又は管理人
の氏名〕

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第10条第1項ただし書の規定の適用を受けたい理由は下記のとおりです。

記

長野県における営業 区域の市町村の名称	
上記市町村を受け持 つ営業所の名称及び 所在地	
長野県に営業所を設 置できない理由	

(様式第6号) (第9条関係)

浄化槽管理士配置状況表

申請者の氏名又は名称				
営業所の名称				
営業所から最も遠い受託浄化槽に関する事項	場 所	現況		
		予定		
	通常使用する交通手段での所要時間	現況		
		予定		
営業所の受け持つ浄化槽の数		現況		
		予定		
配置される浄化槽管理士の数		現況		
		予定		
	氏 名	担任する市町村の名称	受け持つ浄化槽の数	最も遠い受け持つ浄化槽までの所要時間
浄化槽管理士				
備 考		浄化槽管理士ごとに付表を添付すること。		

付 表

浄化槽管理士の氏名					
担任する市町村の名称					
保 守 点 検 を 受 託 す る 浄 化 槽					
処 理 方 式		浄化槽の種類等	年間最低保守点検回数	受託基数	備考
合 併 処 理	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	20人槽以下	3	()	
		21～50人槽	4	()	
	活性汚泥方式		52	()	
	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	52	()	
		スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(上の欄に掲げるものを除く。)	26	()	
上の2つの欄に掲げる浄化槽以外		4	()		
単 独 処 理	全ばっ気方式	20人槽以下	4	()	
		21～300人槽	6	()	
		301人槽以上	12	()	
	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	20人槽以下	3	()	
		21～300人槽	4	()	
		301人槽以上	6	()	
	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式		2	()	
計					
(注) 1 浄化槽管理士ごとに作成すること。 2 浄化槽基数の欄は予定数を()外に、現在数を()内に記入すること。					

(様式第7号) (第12条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿		登録番号	長野県知事登録 第 号		
		登録年月日	年 月 日		
登録事項		変更の届出			
		年月日	変更の内容		
氏名(法人又は人格のない社団若しくは財団にあつては、名称及び代表者又は管理人の氏名)					
住所又は主たる事務所の所在地及び電話番号		電話 () - () - ()			
営業所	名称	所在地	電話番号		
営業区域の市町村の名称					

	氏 名	免状の 交付番号	担任する 市町村	配置され る営業所		
浄化槽管理士						
役 員	役 職		氏 名			

(様式第8号) (第13条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿閲覧簿

登録簿閲覧場所						
閲覧年月日	閲覧者		閲覧を希望する業者の名称	閲覧を希望する理由	登録簿の有無	備考
	住所	氏名				

(様式第 10 号) (第 16 条関係)

浄化槽の保守点検受託者一覧表						
浄化槽保守点検業者名			営業所の名称			
番号	浄化槽管理者の 氏名又は名称	受託浄化槽			浄化槽管理者が 委託している清 掃業者の名称	担任する浄化槽 管理士の氏名
		設置場所	型式	人槽		